111

学校選択制度 ~その

これまでの経過 文部省(当時)では、

臨

留意しつつ、通学区域制度 おいて、教育上の影響等に の弾力的運用に努めるよう 的運用について(通知)」に 27日付で、「通学区域の弾力 (平成8年12月16日)の意見 進に関する意見(第二次)」 革委員会の「規制緩和の推 年5月8日)および行政改 関する第三次答申」(昭和62 教育審議会の「教育改革に に通知しています。 提言を受け、平成9年1月

東区、日野市などが導入し、 品川区をはじめ、足立区、江では、平成12年度に実施した なくない状況です。 これから実施する区市も少 この流れを受けて他区市

市の状況 市では、市内転居、住宅購

教育的配慮などの理由

弾力的運用を図ってきまし 準に基づき通学区域制度の 稚園の友だちと一緒の学校 以外の地域の保護者からも、 た。そのような中で、旧市境 校を希望できるよう、審査基 境において近い学校に就学 できるなど、指定校以外の学 なければならないのか」「幼 になぜ、遠くの学校に入学し 「自宅近くに学校があるの に行かせたい」等の声が多く 合併時の特例として旧市

聞かれるようになりました。 京市子どもの生活と家庭の 市が3月に出した「西東

るとの回答が、約7割を占 どちらかというと賛成であ の保護者の平均で、賛成・ 学高校生の年代のそれぞれ 選択制度についてどのよう 越えて通学できる学校自由 実態・意向調査報告書」 にお考えですか」との問い よると、「 に、未就学児・小学生・中 学校選択制の検討 通学区域の枠を

って避けて通れない大きな 課題となってきました。 校選択の機会拡大は市にと るという要求は強くあり、学 行かせたい学校を選択でき 子どもに受けさせたい教育、 親が、自己の責任において 子どもの教育に責任を持

学校選択制を導入すべきか 月に学校選択制検討会を設 の結論を得ました。 検討した結果、導入すべきと 置し、本市の現況において、 教育委員会内部で昨年12

実施懇談会からの答申

を重ね、 度の実施について諮問しま 成)を設置し、学校選択制 護者、地域の方の代表で構 学校選択制度実施懇談会」 した。その後、慎重な審議 諮問機関である「西東京市 (学識経験者、学校長、保 5月13日に教育長の私的 去る6月20日に答

|機会拡大は避けて通れな同懇談会は、「学校選択

1 18 年4月1日入学の新入学児 る状況等を考慮し、平成15 護者が行かせたい・学ばせ 童・生徒より実施すること 学校を希望する保護者が す。そして「指定校以外のが必要である」としていま 選択制を制度として確立 が望ましい」としてい たい学校を希望できる学校 が行きたい・学びたい、 い課題であり、子どもたち 実施に向けた取り組み

実施に向けた取り組み

施に向けた取り組みを行い対象とした学校選択制度実 4月に入学する新1年生を をより一層図るために、来年 を受けて、通学区域の弾力化 教育委員会では、この答申

護者が市立小学校全19校、 中学校全9校の中で入学す の制度は、希望により、 学できませんでしたが、こ ば、指定校以外の学校に入 に入学する場合は、住んで従来は、小学校や中学校 る学校を選択できるように 校 (指定校)が決まってお いる住所により入学する学 した制度です。 特別の要件がなけれ

内等を配布すると共に、各 今後は、制度案内、学校案 手続きは必要ありません。 会を開催し情報提供を行い 学校で学校公開や学校説明 ありませんので、 入学する場合は従来どおり 現行の通学区域に変更は 指定校に

についてお知らせします。 次号では、手続き等詳細 学務課(保口内線202)

お知らせ

懇談会の市民体育館利用 開用団 催体

会を開催します。 い利用団体の皆さんとの懇談 市民体育館の建て替えに伴

9時・イングビル 3階会議室 (月)午後2時~4時・7時~ スポーツ振興課、保口内線 とき・ところ 7月22日

利用できない市民会館の施設 日が

月19日(水)午後6時~10時・ 成15年2月20日 (木)午前9 20日(木)午前9時~午後5時 時~午後5時 宴会場 (松・竹・梅)…平 プレイルーム... 平成15年2

用できます (17日から受け付 午後・夜間に限り、火曜日も利 け開始。一定の使用方法あり)。 市民会館(563.5381) 8月1日(木)から体育室が

関係図書の縦覧都市計画変更に伴う

覧を行っています。 谷都市計画高度地区」を変更 谷都市計画及び田無都市計画 しましたので、関係図書の縦 市計画用途地域」および「保 一団地の住宅施設」、「保谷都 に伴い、「東村山都市計画、保 ひばりが丘団地建替え事業

都市計画課 (銀石内線211) 縦覧場所 保谷庁舎5階

乳幼児医療費助成制度

ます (1歳未満の乳幼児は、 る医療費の一部を助成してい 市では一定の所得制限を設 対象年齢は就学前まで~ 就学前までの乳幼児に係

無庁舎1階、

含む)には

7月末に現沢届

保力内線2141)

ります。現 提出する現

在受給中の方 (所

る予定です。

子育て支援課(画な内線525

今回の改

止に伴い、8月に

の「お知らせ」と改正につい

てのリーフレット等を郵送す

沢届にも変更があ

得超過によっ

6支給停止の方を

保

対象)。対象

14年度 所得	制限額 (円)	
保護者の加入年金の種類		
国民年金加入者 および未加入者	国民年金加入者以 外の年金加入者	
3 ,010 ,000	4 ,600 ,000	
3 ,390 ,000	4 ,980 ,000	
3 ,770 ,000	5 ,360 ,000	
4 ,150 ,000	5 ,740 ,000	
4 530 000	6 ,120 ,000	
1人につき	38万円を加算	
	保護者の加, 国民年金加入者 および未加入者 3 ,010 ,000 3 ,390 ,000 3 ,770 ,000 4 ,150 ,000 4 ,530 ,000	

の医療証を9月下旬に交付) があった方は、10月1日から 15年9月30日 (8月中に申請 者で右表の所得制限未満の方 就学前の乳幼児 平成8年4 療を受けたときの自己負担額 月2日以降に生れた子)の保護 申請に必要なもの 助成期間 10月1日~平成 対象要件 市内に居住する 乳幼児が保険診 印鑑

を出す方は、改めて申請の必 平成14年度の児童手当を申請 している方は 要はありません。 申請場所 子育て支援課(田 現況届 (7月下旬に郵送) 保谷庁舎1階) は不要

なく全員が

児には医療証を交付しますの

から助成の対象になります。 場合は、出生日(転入日)以降 から15日以内に申請があった れませんので注意してくださ 療助成は申請がないと受けら 認して申請してください。医 で、所得制限額 (左表)を確 い。出生日 (転入日)の翌日

児

日以降西東京市に転入した保 所得証明書 (平成14年1月2 金加入証明書 新規申請の方 健康保険証の写し は、後日提出可。 平成14年度 年 れる年金の加算の対象になっ きる場合、児童が父に支給さ ている場合は除く)

(認知した父の扶養がある場 が死亡または生死不明の児童 によらないで生まれた児童 遺棄されている児童 ている児童 父母が離婚した児童 父に重度の障害がある児 父が1年以上拘禁され 父に1年以上

となる乳幼

26日(月)までに必ず提出して 日までのものをお持ちの方に 現況届」を郵送します。8月 医療証の有効期間が9月30 現況届の提出について

〜ご利用

ください~

休日・夜間市税等納付窓口を開設します

休日窓口

7月20日(土)午前9時~午後4時

田無庁舎

税金... 2階20会議室

療証の有効期間が切れる方はください。8月31日以前に医 新たに申請が必要です。 子育て支援課(画な内線55

保谷

税金.. 1階納税課

国民健康保険料・税:2階保険年金課

童 扶 養手当

夜間窓口

7月29日(月)~31日(水)午後5時~8時

国民健康保険料・税:1階保険年金課

月から改正になります。 いる児童扶養手当制度が、 ~8月から改正されます~ 母子家庭の方に支給されて 8

ら1万円まで10円きざみに変 更(全部支給額、2人目以降 所得に応じて4万2千30円か 度額の変更 当額の見直し... の加算額は変更なし) 所得制限限度額の変更と手 一部支給額が 所得制限限

定の障害がある場合は20歳未 ある児童の母または養育者 満)に、次のいずれかの状態に の属する年度の末日以前 京市に変更(12月支給分から) 者控除額の引き上げ 児童扶養手当制度 支給要件 18歳に達した日 支給機関が東京都から西東

田無庁舎

税金... 4階納税課

国民健康保険料・税...2階保険年金課

保谷庁舎

税金...1階納税課

田内線55、保口2123

国民健康保険料・税...1階保険年金課

課(画方内線48、保力内線213)

「市にはどんな補助金があるんだろう」、「補助

保険年

年金以外の公的年金を受給で (母または養育者が老齢福祉 らの養育費の8割を所得に加 者が母の場合は、児童の父か 算。寡婦控除なし。特別障害 所得範囲等の見直し... 受給 子以降1人に 算。申請の 年を経過する することが 言は除く) 手当額 支給要件

手続きをし い方は、子 る方で、ま されます。 支給。所得. 37円、第2子は5千円、第 部または、 支給要件に該当 てください。 だ申請されている 全部の支給が停-に応じて手当額の あった翌月分から につき3千円の できません。 ると手当の請求す の発生の日から 育て支援課で申替 人月額4万2~

	ᇜᄻ	9 11 07 5	ו כ אוו כ	ر ج		
平成14年度 所得制限額 (円						
	扶養人数	本	人	孤児等の養育者、配		
	IX 民人XX	全部支給	一部支給	偶者、扶養義務者		
	0人	190 ,000	1 ,920 ,000	2 ,360 ,000		
	1人	570 ,000	2 ,300 ,000	2 ,740 ,000		
	2人	950 ,000	2 ,680 ,000	3 ,120 ,000		
	3人	1 ,330 ,000	3 ,060 ,000	3 500 ,000		
	4人目以降	1 人増すごとに38万円加算				
	1 人に	特定扶養	15万円	老人扶養		
	つき加算	老人扶養	10万円	6 万円		

請なす止のら加3千を5					
	य	成14年度	所得制限	額(円	
	扶養人数	本	人	孤児等の養育者、配	
	八段八级	全部支給	一部支給	偶者、扶養義務者	
	0人	190 ,000	1 ,920 ,000	2 ,360 ,000	
	1人	570 ,000	2 ,300 ,000	2 ,740 ,000	
	2人	950 ,000	2 ,680 ,000	3 ,120 ,000	
	3人	1 ,330 ,000	000, 000, 8	3 500 ,000	
	4人目以降	1 人増すごとに38万円加算			
	1 人に	特定扶養	15万円	老人扶養	
	つき加算	老人扶養	10万円	6万円	

補助金・負担金の 概要を公開します

公開コーナー(田無庁舎3階、保谷庁 的や補助内容等を公開します。 予算に計上したすべての補助金・負担金の事業目 舎1階)でご覧になれます。 そんな皆さんの声にお応えして、平成13年度 資料は、7月15日(月)から、情報 企画課 (画口内線112)



金を使ってどんなことが行われているんだろう」

担当課番号案内の画像の表記は 画…田無庁舎(南町5~6~13)像…保谷庁舎(中町1~5~1)を表します